

令和8年度綾瀬市特定健診等に係る受診勧奨業務委託プロポーザル 質問回答

No.	質問内容	回答
1	スケジュール全般の柔軟性について 仕様書に記載の各スケジュールは非常にタイトであると認識しております。 受注決定後の協議において、履行期間内（令和9年3月31日まで）で、かつ業務目的を達成できる範囲内で、具体的な日程調整を行う余地はありますでしょうか。	契約後の協議により日程調整を行うことは可能です。 しかし、SMS配信1回目及び受診勧奨通知2回目の日程については、次のとおり日曜健診の予約期間に向けて行うものであるため、大幅な変更ができない可能性があります。 ・SMS配信1回目 …11/15日曜健診 予約期間9/9～10/1に向けた勧奨 ・受診勧奨通知2回目…1/24日曜健診 予約期間11/18～12/10に向けた勧奨
2	回答集計業務のスケジュールについて 仕様書4(8)における集計報告の期日について、業務の進行状況や回答の回収状況により、当初の予定通りの期日での報告が困難になる可能性があります。 明確なスケジュール確定後に調整を行うことは可能でしょうか。	勧奨対象者の選定方法によっては、報告期日の調整が可能です。 第4項第2号ア(イ)の規定により、今後の受診勧奨を希望しない旨回答した方は2回目以降の勧奨の対象外となります。市としては、受診勧奨通知2回目分の納品とともに集計結果のご報告をいただき、発注者側で受診勧奨非希望者分の通知を引き抜いたうえで発送を行う想定でございました。 しかし、受診勧奨通知1回目と2回目の対象者が重複しない場合は同作業が不要なため、SMS配信2回目の対象者抽出時等に報告期日を変更いたします。
3	綾瀬市様の令和4年度の特定健診対象者数は11,141人、受診率は34.5%と承知いたしておりますが、令和5年度以降の対象者数と受診率をご教授くださいますようお願い申し上げます。	令和5年度以降の対象数及び受診率は次のとおりです。 ・令和5年度 対象者数10,327人／受診率35.1% ・令和6年度 対象者数 9,632人／受診率33.9% ・令和7年度 対象者数10,851人／受診率31.1%
4	実施要項6-(2)-二次審査における評価方法及び評価基準 「提案書類に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を行い、次の基準に基づき令和8年度綾瀬市特定健診等に係る受診勧奨業務委託事業者選定委員会 の委員が評価する」との記載がございますが、次の基準はどこを示しておりますでしょうか。	誤植です。 「次の基準」を「一次審査と同じ基準」に読み替えをお願いします。
5	実施要項7-(4)-エ-受診勧奨脳方針及び期待される効果 本業務の目的が未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を行うことであることから、エに記載の自治体と本市の規模及び地域特性等を比較分析を行ったうえで見込まれる受診率上昇率を提案書に明記するとの理解でよろしいでしょうか？	期待される効果として他の自治体等における実績を根拠とされる場合は、ご認識のとおりです。
6	仕様書4-(2)受診勧奨対象者の特定及び分類について 勧奨対象者の除外条件として、（ア）令和5年度から令和7年度に1回以上特定のある者との記載がございますが、該当年度に特定健診を受診した方は一回目・二回目勧奨ともに除外する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、SMS配信の対象者抽出については、市が電話番号を把握している者の数が限られているため、本規定を適用しないものとします。 なお、本規定について誤植がございました。 「1回以上特定のある者」ではなく、正しくは「1回以上特定健診の受診歴がある者」です。
7	仕様書4-(3)SMSテスト配信及び本番配信について 送付の配信表示は「0467-70-5617」とすることの記載がありますが、対象者の携帯のキャリアによっては固定の番号を使用することが必須となり、その場合は対象除外とすることでよろしいでしょうか。	送信元表示について原則「0467-70-5617」とし、それが困難である場合は対象除外とはせず、各キャリアの運用に従うものとします。

8	仕様書4-(4)ウ 「その回答方法はオンライン又は郵送とし、その宛先は受注者の所在地とする。」との記載がございますが、対象者からのアンケート結果は市を通さず直接受託者に送付される理解をしておりますが相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	仕様書4-(4)ウ 対象者への質問内容についてです。受診勧奨を希望されない方は二回目発送対象から除外をするため、個人を特定できる内容も確認する必要があるとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。 受診勧奨通知1回目の対象者に任意の整理番号を附番するか、質問回答時に氏名及び生年月日を記載させるなどして個人を特定できるようご準備をお願いします。
10	仕様書4-(5)受診勧奨資材の印刷 「印刷に必要な資材及び機械等は受注者が用意するものとする」との記載がございますが、印刷に関しては再委託不可との理解でよろしいでしょうか。	仕様書第7校第3号の規定のとおり、受診勧奨資材の印刷及び宛名印字については発注者の承諾を得ることで再委託可能です。この場合の資材及び機械等については、受注者及び再委託先事業者の協議により用意する者を決定してください。
11	仕様書5(1)(2) 想定スケジュールに関しては「受注者確定後に双方協議のもと確定するものとする。」との記載がございますが、基本的には表に記載の配信日・納品日を希望されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 事業者により各工程に要する日数が異なることから、実際のスケジュールについては受注者確定後に協議し決定するものとしています。
12	実施要項7-(3)提出書類ウ、オ 「第4項第9号に規定する実績を証する書類(任意様式)契約書の鑑の写し及び業務内容が特定できる書類とし、自治体名及び金額等の非開示事項については隠蔽処理をすること。」とありますが、第4項第9号には過去実績の金額についても言及がございます。金額は提示不要でもよろしいのでしょうか。 また、契約書の写しについては、ウに記載した市町村の物の提出が必要でしょうか。または別の任意の契約で、1件のみでもよろしいでしょうか。	該当の自治体において、非開示事項として定められている事項については隠蔽処理を行うものとし、「自治体名及び金額等」は非開示事項の一例としてご理解ください。 第7項第3号オの書類については、同項同号ウに記載したすべての自治体について提出をお願いします。
13	実施要項7-(2)提出方法 提案書類の提出を電子メールでお送りした場合、二次審査時に利用する紙媒体の資料は別途当日持参すればよろしいでしょうか。 またその場合の印刷様式や、部数について指定がございましたらご教示ください。	二次審査において使用する資料は、第7項第3号クに規定する「資材のサンプル等関連資料」に該当するため、提案書の提出時に添付いただく必要があります。 お送りいただいた資料は、当日、発注者にて必要部数用意します。 なお、容量等の問題からデータでの提出が困難である場合は、提出時のメールに「●●については別途郵送します」等の文言を記載のうえ、期日までに到達するようにご対応をお願いします。この場合、任意様式により各8部ご用意ください。
14	実施要項5-(2)参加申込 提出方法について メールアドレスの記載もございますが、参加申請書はメールでの提出も可能でしょうか。 24日の質問回答が参加可否に影響しますので、25日の提出締切につきまして、メールでの提出をご許可いただけますと大変ありがたく存じます。	公告日前日時点でかながわ電子入札共同システムに登録している事業者については、メールでの提出も認めます。 未登録の事業者については、原本の提出を求める書類（納税を証する書類）を含むため、持参又は郵送とします。